

議第302号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 3 月11日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

第 3 条中「平成25年12月」を「平成26年12月」に改める。

附則第 2 項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在実施している市長等の給与の額の特例措置の期間を延長する必要がある
るので提案する。